

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県公立学校情報機器整備基金条例」に対する意見）

教育支援課

1 概要

令和6年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県公立学校情報機器整備基金条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和6年2月7日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

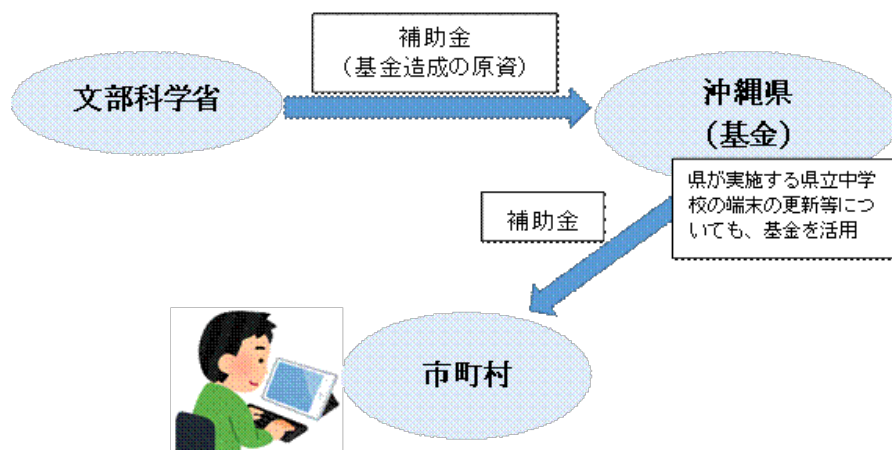
2 「沖縄県公立学校情報機器整備基金条例」案の概要

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。（第1条から第7条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【参考】

沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、県内の公立小中学校、特別支援学校小中学部の1人1台端末の更新等に要する経費に充てる。

（基金の設置期限：公布の日から令和11年3月31日）



3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県公立学校情報機器整備基金条例」は、公立学校の情報機器整備に関するものであることから、異議がない旨を回答した。

1 件名

沖縄県公立学校情報機器整備基金条例

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 国は、「G I G Aスクール構想」を推進するため、令和2年度から令和3年度までの間、公立学校に1人1台の情報機器等を整備した。
- (2) 学校教育の現場において当該機器の利活用が進んでいるなか、故障の増加や耐用年数が迫っていること等から、国は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」において、都道府県に基金を造成させ、当該機器を計画的に更新することとした。
- (3) (2)を踏まえ、公立学校に情報機器を整備することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。（第1条から第7条まで）
- (2) この条例は、公布の日から施行する。（附則第1項）
- (3) この条例は、令和11年3月31日限り失効する。（附則第2項）

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

沖縄県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に情報機器を整備することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立学校に情報機器を整備することを目的として、沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。